

令和6年度 第2回 松本市社会福祉審議会 会議録

日 時	令和6年11月14日（木） 午後1時30分～午後2時20分
会 場	東庁舎3階 議員協議会室
出席者	委員20名（欠席者4名）
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員長あいさつ 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 答申事項 第3期松本市子ども・子育て支援事業計画の策定について 4 その他 5 閉会
委員長 あいさつ	<ol style="list-style-type: none"> 2 委員長あいさつ 小林委員長
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 答申事項 第3期松本市子ども・子育て支援事業計画の策定について <p> ≪委員長≫ 令和6年4月30日に諮問され、児童福祉専門分科会に検討を付託した「第3期松本市子ども・子育て支援事業計画の策定について」、事務局から概要説明をお願いします。 </p> <p> ≪事務局≫ 概要説明 </p> <p> ≪委員長≫ 児童福祉専門分科会長から検討結果の報告をお願いします。 </p> <p> ≪児童福祉専門分科会長≫ 報告 </p> <p> ≪委員長≫ それでは、ただ今の報告について、ご意見、ご質問等ありますか。 </p>

《三村委員》

情報提供として、「こどもの意見表明等支援事業」という県の事業があり、自分が所属している長野県社会福祉士会が県から受託している。子どもの権利条約第12条にこどもの意見の尊重が示されており、措置に関しては必ずこどもの意見を聞くようにとの勧告が児童相談所に発せられている。現在は社会的保護の児童のみが対象だが、意見表明支援員がこどもの意見を聞くもの。今後こどもの福祉には大きく関わっていくと考えている。この権利は全てのこどもが持っている権利との認識のもと事業に関わっているため、参考にしてもらえたらと考えている。

《委員長》

ただ今の情報について、事務局の方で何かありますか。

《事務局》

今こどもの意見を聞くということが求められている。こういった形で聞くかということが特に問題となっているため、いただいた情報も踏まえ、今後様々な形でこどもの意見を聴取していきたい。

《海野委員》

今お話のあったこどもの意見を聞くという内容について、聞く場所を設けるのではなく日常的にこどもの意見を聞いていく社会を構築し、目指していかなければならないのではと感じた。

《事務局》

そのとおりと考えます。

《岩田委員》

こども本人ではなくこどもの母が障がいや病気を持っており、保育園にこどもを預けた時に保育士との連携が上手くいかないケースがある。障がいや病気を持った母の子育てへの不安などを保育士へ相談できる機会ができるよう努めてほしい。保育士の待遇改善や人員不足解消などに関わっているのが難しい問題ではと思うが、相談の時間が取りづらいことなどへの対策をとっていただければと考えている。

《事務局》

障がいをお持ちの方だけに対してではないが、保育士は登園・降園の際に保護者と情報交換をしているため、その際に保育士に相談をいただければ対応ができる。また、保育参観という機会に相談いただいたり、あるいは、今キッ

ズビューという電子連絡帳のシステムがあるが、それを通じて相談や面談の約束を行うことも可能と考えている。

《草深委員》

児童福祉専門分科会答申（案）の1の（2）のオ「乳児家庭全戸訪問事業」は、こんにちは赤ちゃん事業のことか。

《事務局》

そのとおりです。

《北沢委員》

重度の障がいや難病のこどもを持つ親のワーク・ライフ・バランスの問題がある。他市町村の実態として受け入れられる施設がなく、親が仕事を辞めて介護せざるを得ないケースが起きているという話を聞いたことがあるが、松本市の状況はどうか。

《事務局》

現状として短期入所などもあるが、重度の障がいや難病となると24時間介護が必要となることが多く、課題と考えている。また、保育園への入園についても、命を預かるということで難しい部分も多いが、できる限りの体制整備に努めていきたい。

《尻無浜委員》

本計画は行政計画のため、基本は第2期の反省や課題を基に作成されるものだと考えるが、その中で新規の事業を3つ入れた経過を教えてください。特に基本目標2の（7）「子育て世帯訪問支援事業」については、事業名が変わっただけなのか、あるいは、この事業を新たに行い児童に関する相談窓口を充実させることで、児童虐待などの件数を減らしたい意図があるのか。

《事務局》

委員指摘の基本目標2（7）「子育て世帯訪問支援事業」については、児童福祉専門分科会でも指摘があった。同（6）に「養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業」があるが、（6）が子育てに関して不安を抱えている母に対する支援なのに対し、（7）は家事や育児に不安を抱える全ての家庭を対象として訪問を行い、家事育児の支援を実施することで虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としたもの。また、新規で上げている3つの事業は、国からも計画の項目として示されていたため、今回新たに計画に入れた経過がある。

	<p>《浅野委員》</p> <p>放課後児童健全育成事業について、一部施設の老朽化・狭隘化が進んでいるとの課題があるが、そういった施設の代わりに地区の公民館を利用することを考えているか。また、基本目標2の(14)放課後児童対策(放課後児童健全育成事業/放課後こども教室)について、詳細を教えてください。</p> <p>《事務局》</p> <p>こどもを預けるニーズは年々増加しており、児童健全育成事業の利用者も毎年微増している状況がある。地区公民館や体育館を利用して事業を行っているケースもあり、各地域のニーズに応えられるよう運営していきたい。</p> <p>基本目標2(14)については、放課後児童健全育成事業と放課後こども教室事業を統一したもの。放課後こども教室は地域や学校に協力を仰ぎ、親の就労状況を問わずこどもを預かることができるもの。現在松本市は5ヶ所で行っているが、今後拡大していきたいと考えているため、計画に入れたもの。</p> <p>《山崎委員》</p> <p>保育士の人材不足・人材育成が課題となっているが、保育園の生活に障がいを持ったこどもが上手く適応できないというケースがある。こどもが減っている保育園の空き部屋に療育の事業所を呼び、障がいのこどもの関わりを保育士に見てもらおうなどの方法があると思うが、松本市の考えはいかがか。</p> <p>《事務局》</p> <p>保育園はあくまで保育を行うための施設であり、今山崎委員が仰ったような事業は施設の利用目的が異なるため、この場で即答しかねる。</p> <p>《委員長》</p> <p>他ご意見ありますか。</p> <p>本日予定の議事は終了します。</p>
<p>その他</p>	<p>4 その他</p> <p>【ご意見等】</p> <p>なし</p>